

当社の保有個人データを取り扱っている外国の名称および制度等について

株式会社かんぽ生命保険（以下、「当社」といいます。）では、「個人情報の保護に関する法律（以下、「法」といいます。）」第 28 条および第 32 条に基づく情報提供並びに所定の事項として以下の事項を公表させていただきます。

【外国にある第三者への提供の制限（法 28 条関連）】

(1) F A T C A に対する対応

当社では、お客さまが F A T C A に定める米国納税義務者に該当する可能性がある場合に、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) (日本名：外国口座税務コンプライアンス法) の対応として、米国内国歳入庁あてにご契約情報などの報告を行います。提供先が属する外国名称等の情報は次のとおりです。

① 外国の名称

アメリカ合衆国（連邦）

② 当該外国における個人情報の保護に関する制度

同国における個人情報保護に関する制度は、次の個人情報保護委員会が公表する「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」における情報提供文書に記載されております。

【情報提供文書（外部サイトへリンクします。）】

▶（アメリカ合衆国）https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則（※）に対応する措置を講じています。

(2) 国外保険事故調査の委託

当社では、お客さまが海外の渡航中に保険金等の支払事由が発生した場合、渡航先で治療された機関等に対して、お客さまから保険金等の請求時に頂戴する同意書に基づき、調査を実施することがあります。その際に、国外で生じた保険事故の調査に際し、国外に所在する当社委託先に提供しますので、委託先が属する外国名称等の情報は次のとおりです。

① 外国の名称

ア アメリカ合衆国（テネシー州）

イ タイ王国

ウ 中華人民共和国

② 当該外国における個人情報の保護に関する制度

各国における個人情報保護に関する制度は、次の個人情報保護委員会が公表する「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」における情報提供文書に記載されております。

【情報提供文書（外部サイトへリンクします。）】

▶（アメリカ合衆国）https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

▶（タイ王国）https://www.ppc.go.jp/files/pdf/thailand_report.pdf

▶（中華人民共和国）https://www.ppc.go.jp/files/pdf/china_report.pdf

③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則（※）に対応する措置を講じています。

※ **OECDプライバシーガイドライン8原則**

- (a) 「収集制限の原則」(適法・公正な手段により、かつ、情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき)
- (b) 「データ内容の原則」(利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき)
- (c) 「目的明確化の原則」(収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき)
- (d) 「利用制限の原則」(データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は、目的以外に利用使用してはならない)
- (e) 「安全保護の原則」(合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき)
- (f) 「公開の原則」(データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき)
- (g) 「個人参加の原則」(自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障するべき)
- (h) 「責任の原則」(管理者は諸原則実施の責任を有する)

【保有個人データに関する事項の公表等（法 32 条関連）】

(1) 録音システム使用に伴う対応

当社では、保険募集時に際し「お客さまとの会話についての録音」にてご案内のとおり、お客さまとの会話を録音させていただいております。当該音声データは通常、日本国内のサーバに保管しておりますが、災害発生時等の環境下において、一部の音声データを次の外国に保管する場合があります。

① 外国の名称

オーストラリア連邦

② 当該外国における個人情報の保護に関する制度

同国における個人情報保護に関する制度は、次の個人情報保護委員会が公表する「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」における情報提供文書に記載されております。

【情報提供文書（外部サイトへリンクします。）】

- ▶ （オーストラリア連邦）https://www.ppc.go.jp/files/pdf/australia_report.pdf